INVESTORS CLOUD

第10回
定時株主総会
招集ご通知

平成27年1月1日 ⟶ 平成27年12月31日

開催日時

平成28年3月24日（木曜日）午前10時

受付開始　午前9時

開催場所

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下1階

東京ミッドタウン・ホール　Hall B

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役5名選任の件

目 次

- 第10回定時株主総会招集ご通知 …… 2
- 株主総会参考書類 …… 3
- 事業報告 …… 8
- 計算書類 …… 21
- 監査報告書 …… 31

株式会社インベスターズクラウド　証券コード：1435

株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。ここに、第10回定時株主総会の開催をご案内申しあげますとともに、平成27年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当事業年度は、アプリではじめるアパート経営「TATERU」の会員数が9万人を突破し、平成27年12月期の売上高は215億12百万円、経常利益は18億84百万円と過去最高業績を更新いたしました。アパート経営のWebマガジン「TATE-MAGA」の配信やアパート経営の無料動画オンラインスクール「TATERU school」の運営、有名タレントを起用したCM出稿による認知拡大とイメージの確立といったブランディング強化施策が功を奏し、新規アプリ会員の獲得と売上の最大化の大きな引き金となりました。

また当社は、IT×不動産のリアルエステートテックの横展開を行い、ネットで賢くリノベーション「スマリノ」による民泊向けリノベーションサービスの開始や、スマートドアホン「TATERU kit（タテルキット）」を設置したスマートアパートのテスト運用を開始いたしました。さらに、室内に設置したTATERU kitをセントラルコントロールとして、様々なIoT機器（スマート家電など）との連携を図っていく予定です。今後はTATERU kitを活用した民泊サービスも検討しており、より一層の成長を図って参ります。

株主の皆さまには、引き続き、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

平成28年3月7日

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月23日午後５時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

日時	平成28年３月24日（木曜日）午前10時より （受付開始時刻は、午前９時です。）	
場所	東京都港区赤坂九丁目７番１号 東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階 東京ミッドタウン・ホール　Hall B （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
目的事項	**報告事項**	第10期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件
		第２号議案　定款一部変更の件
		第３号議案　取締役５名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

●株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト（http://www.e-inv.co.jp/）において、修正後の事項をお知らせいたします。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業展開に備えた財務体質の維持・強化を図りつつ継続かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、平成27年12月３日に東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場したことを記念し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　配当財産の割当に関する事項およびその額
　　当社普通株式１株につき金20円（普通配当15円、記念配当５円）といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は金152,902,000円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年３月25日（金曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

② 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第８条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は、変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12．（条文省略） （新設） 13．前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12．（現行どおり） 13．ホテル、旅館その他の宿泊施設及びレジャー施設の設計、経営及び管理並びにそれらに関する代行業務及びコンサルティング 14．前各号に附帯関連する一切の業務
第３条～第７条（条文省略）	第３条～第７条（現行どおり）
（新設）	(単元未満株式についての権利) 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第43条（条文省略）	第９条～第44条（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役４名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

古木（フルキ）　大咲（ダイサク）（昭和54年９月14日）

所有する当社の株式の数
5,504,000株

取締役在任期間
(本総会終結時)
10年２か月

取締役会への出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年11月　三和エステート株式会社 入社

平成18年１月　当社設立 代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 2

大城（オオギ）　崇聡（タカトシ）（昭和55年12月12日）

所有する当社の株式の数
一株

取締役在任期間
(本総会終結時)
９年４か月

取締役会への出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成15年４月　株式会社大塚家具　入社

平成18年３月　当社　入社

平成18年11月　当社　取締役

平成27年３月　当社　取締役兼プロパティマネジメント本部長（現任）

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 3

野間（ノマ） 大亮（ダイスケ）（昭和49年５月９日）

所有する当社の株式の数
一株

取締役在任期間（本総会終結時）
７年１か月

取締役会への出席状況
23/23回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成10年３月　株式会社フタタ　入社

平成11年４月　トマト建設株式会社　入社

平成19年５月　当社　入社

平成21年２月　当社　取締役

平成28年２月　当社　取締役兼バイヤー本部長（現任）

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 4

佐伯（サエキ） 幸祐（コウスケ）（昭和51年７月28日）

所有する当社の株式の数
一株

取締役在任期間（本総会終結時）
８年５か月

取締役会への出席状況
23/23回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成７年４月　佐伯工務店　入社

平成15年５月　有限会社ケイエス　取締役

平成19年７月　当社　入社

平成19年10月　当社　取締役

平成28年２月　当社　取締役兼エンジニア本部長（現任）

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 5

塩濱（シオハマ） 剛治（タケジ）（昭和34年３月30日）

所有する当社の株式の数
―株

取締役在任期間（本総会終結時）
―年

取締役会への出席状況
―回
（―%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成２年４月	A.T.カーニー,INC.入社
平成９年４月	アクセンチュア入社
平成11年10月	アスクル株式会社入社
平成18年１月	SAP Japan株式会社入社
平成19年３月	ロゼッタストーン・ジャパン株式会社代表取締役社長
平成25年１月	ロゼッタストーン・ジャパン株式会社会長
平成25年７月	Uber Technologies Inc./Uber Japan株式会社代表取締役社長
平成26年４月	シャルウィ株式会社代表取締役社長（現任）
平成27年７月	サーベイモンキージャパン株式会社カントリーマネージャー（現任）

［重要な兼職の状況］
シャルウィ株式会社代表取締役社長
サーベイモンキージャパン株式会社カントリーマネージャー

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者古木大咲氏は当社の経営を支配している者であります。
３．取締役候補者塩濱剛治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
４．塩濱剛治氏を社外取締役候補者とした理由
塩濱剛治氏は、長年にわたりロゼッタストーン・ジャパン株式会社の代表取締役社長やUber Technologies Inc./Uber Japan株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
５．塩濱剛治氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

以　上

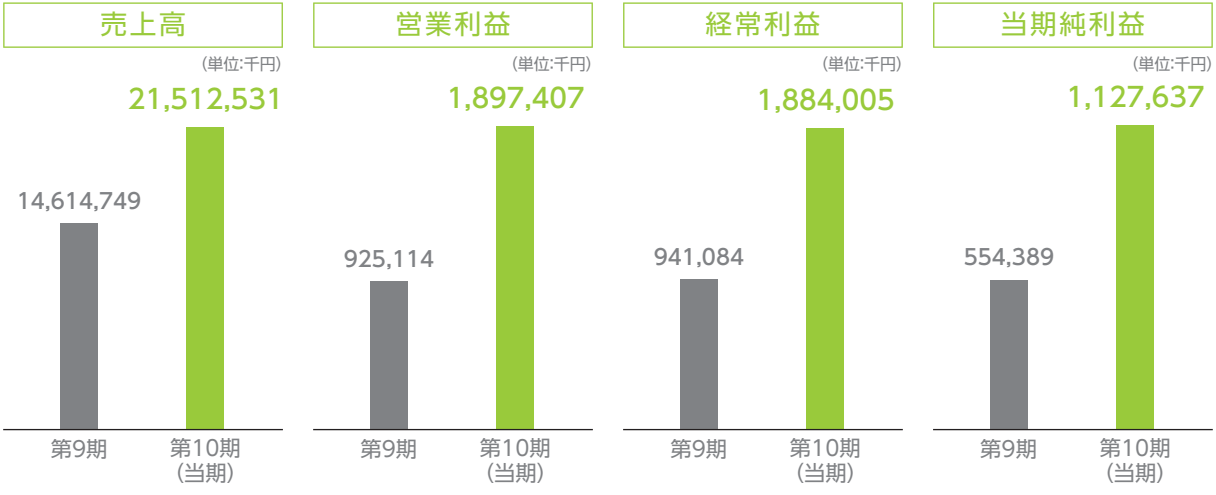
1 会社の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による新たな経済政策の推進、金融緩和策の継続、円安傾向が持続する為替動向や原油価格の下落などにより、企業業績は成長をみせ、雇用情勢にも改善はみられるものの、中国の景気減速懸念等の影響により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く賃貸集合住宅市場におきましても、「土地問題に関する国民の意識調査（国土交通省）」によれば、住宅の所有に関する持ち家と借家志向の意識は、平成26年で「土地・建物については、両方とも所有したい」が79.2％と持ち家志向は根強い一方、「借家（賃貸住宅）で構わない」が平成８年には6.0%に過ぎなかったのが、平成26年には13.1%と増加しており、借家志向は増加基調にあります。また、「建築着工統計（国土交通省）」によれば、賃貸集合住宅市場の市場推移は、平成23年以降上昇傾向にあり、株式会社矢野経済研究所の予測によるとこの流れは平成29年から平成30年あたりまでは継続が見込まれております。

このような状況のなか、当社は、自社開発した土地情報の提供から、デザインアパートの企画・施工・賃貸管理のワンストップサービスを提供するアパート経営プラットフォームの機能強化を図り、また、アパート経営に関するWebマガジン「TATE-MAGA」の配信や、アパートオーナーになるための動画オンライン学習サイト「TATERU school」を開設するとともに、スマートドアホン「TATERU kit（タテルキット）」を設置したスマートアパートのテスト運用の開始等、「TATERU」の拡張を推進してまいりました。



さらには、アパート経営プラットフォームの名称を「TATERU」へ改称するとともにテレビCMをはじめとする種々の広告活動によりブランディングの強化に努めてまいりました。

その結果、月間800件以上の反響数（当社の広告等に対する反応（当社へ資料請求をされた）数をデータ化したもの）を獲得するとともに、成約率の向上が得られ、アパートの年間施工数は前年比二桁台の増加率を達成いたしました。

平成27年12月には、マンション探しから、資金計画、リノベーション工事のワンストップサービスを提供するリノベーションサービス「スマリノ」を開始しております。

これらの結果、当事業年度における業績は、売上高215億12百万円（前年同期比47.2%増）、営業利益18億97百万円（同105.1%増）、経常利益18億84百万円（同100.2%増）、当期純利益11億27百万円（同103.4%増）となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

2．設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は84,559千円であり、その主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	14,928千円
工具、器具及び備品	27,875千円
ソフトウェア	34,213千円

3．資金調達の状況

当事業年度中において、当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による420,000株の新株発行により722,568千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資163,500株により281,285千円の資金を調達いたしました。

4．対処すべき課題

当社は、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、自社開発したアパート経営プラットフォーム「TATERU」を広く認知させ収益力の強化を図っていくとともに、ITの技術力を通じてイノベーションを創造することが必要であると考えております。このため、以下の事項を当社が対処すべき当面の課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①知名度の向上と会員数の拡大

当社のビジネスモデルの根幹はマッチングビジネスにあります。そのため、今後も継続的に成長を図るためには、当社及びTATERUの知名度を向上させ、その会員数を拡大していくことが必要不可欠であります。

そのためには、テレビCMをはじめとする種々の広告宣伝活動等により知名度を向上させ、当社のサービスをより多くの顧客に利用してもらえるよう、会員数増加のための施策を積極的に実施する方針であります。また、顧客の行動や購入プロセスは、複雑かつ変化が著しいため、すべての顧客に対し同様のアプローチを行うのではなく、個別かつきめ細やかな情報提供やコミュニケーションを実施するためにデジタルマーケティングを強化し、One to Oneマーケティング（注）の実現を目指してまいります。

（注）One to Oneマーケティングとは、顧客一人ひとりの趣向や属性などを基とした上で、顧客に対して個別にマーケティングを行っていく方法であります。

②不動産情報の強化

当社は、不動産情報の大半を不動産仲介会社やその他不動産会社から入手しておりますが、今後の継続的な成長を図るためにも更なる情報ルートが必要不可欠であります。そのため、既存情報提供元との良好な取引関係を維持するとともに、情報ルートの多様化、強化に努め、優良な情報の確保を進める方針であります。

③技術革新への対応

当社は、これまでITの技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりましたが、ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

④賃貸管理サービスの品質向上

当社は、アパート引渡後の賃貸管理サービスも含めたワンストップサービスを提供しており、オーナーと入居者の満足度を重視した高品質のサービスを提供することを基本姿勢としております。

そのため、賃貸管理サービスの品質をより一層高めるとともに、周辺サービスの開発・発展に努めることにより、さらなる成長を目指してまいります。

⑤コーポレート・ガバナンスの強化

当社の継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。

そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を推進し、組織体制の整備とともに内部管理体制の強化を図ることで、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するように努めてまいります。

また、個人情報管理の強化を図るため、アクセス権限の設定、セキュリティーコードの定期的な変更など厳重な管理体制を構築するとともに、各従業員の能力と情報管理意識の向上を図るべく教育を徹底してまいります。

⑥システムトラブルへの対応

当社はアパート経営プラットフォーム「TATERU」が事業の核であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合は、当社の営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社では、自社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。

5．財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第７期	平成25年度 第８期	平成26年度 第９期	平成27年度 （当期）第10期
売上高	10,140,633 千円	13,862,016 千円	14,614,749 千円	21,512,531 千円
経常利益	870,669 千円	898,936 千円	941,084 千円	1,884,005 千円
当期純利益	486,560 千円	536,386 千円	554,389 千円	1,127,637 千円
１株当たり当期純利益	69.11 円	76.19 円	78.72 円	158.83 円
総資産	3,351,750 千円	3,924,786 千円	5,018,255 千円	6,600,584 千円
純資産	712,912 千円	1,249,145 千円	1,799,241 千円	3,830,303 千円
１株当たり純資産額	101.27 円	177.44 円	254.79 円	501.01 円

（注）当社は、平成27年10月５日付けで普通株式１株につき800株の割合で株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

7．主要な事業内容

当社は、自社開発したアパート経営プラットフォーム「TATERU」の運営を通じて、土地情報の提供から、デザインアパートの企画、施工、賃貸管理までワンストップサービスの提供を行っております。

アパート経営プラットフォーム「TATERU」事業の具体的な事業内容は、主として以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
アパート経営プラットフォーム 「TATERU」事業	土地のマッチング又は販売 デザインアパートの企画、施工 リーシング業務（入居者募集業務） 賃貸物件の契約、集金代行、清掃、修繕等の管理業務 自社店舗（「チンタイズ」）による自社物件及び他社物件の仲介業務

8．主要な営業所

本社	東京都港区
支店・オフィス	福岡支店（福岡県福岡市） 大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 仙台オフィス（宮城県仙台市）

9．従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
212〔23〕名	14名増

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー）は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

10．主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

1．発行可能株式総数　28,246,400株

2．発行済株式総数　7,645,100株

3．株主数　1,628名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
古木大咲	5,504,000株	71.99%
石井啓子	640,000	8.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	269,200	3.52
株式会社ＳＢＩ証券	114,900	1.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNTJPRD AC ISG (FE-AC)	64,600	0.84
山本千賀子	64,000	0.83
森山正隆	64,000	0.83
古賀聡	64,000	0.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	56,300	0.73
日本証券金融株式会社	47,100	0.61

（注）1．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。
2．平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株の株式分割を実施いたしました。これにより発行済株式総数が7,052,773株増加し、7,061,600株となりました。また、当該株式分割に伴い、平成27年10月５日付で発行可能株式総数が28,211,092株増加し、28,246,400株となりました。
3．平成27年９月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年10月５日付で１単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。
4．平成27年12月３日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、発行済株式総数が583,500株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数
1,407個
・目的となる株式の種類及び数
普通株式1,125,600株（新株予約権１個につき800株）
・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個　数	保有者数
取　締　役	第１回（200円）	平成29年７月８日 ～平成36年７月７日	527個	3名

（注）平成27年10月5日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,407株から1,125,600株に、行使価額が160,000円から200円に、それぞれ変更になっております。

2．当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
古木　大咲	代表取締役	
大城　崇聡	専務取締役	プロパティマネジメント本部長
野間　大亮	常務取締役	バイヤー部管掌
佐伯　幸祐	常務取締役	エンジニア部管掌
秦　武司	常勤監査役	
出口　長治	監査役	出口長治税理士事務所代表
應本　健	監査役	アンビシャス東京法律事務所代表

（注）1．監査役秦武司氏、出口長治氏及び應本健氏は、社外監査役であります。
2．当社は、監査役秦武司氏及び應本健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査役出口長治氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執行役員	古賀　聡	ＡＰ第１本部長
執行役員	原　健一	ＡＰ第２本部長
執行役員	森山　正隆	マンション本部長
執行役員	村上　哲也	経営企画本部長
執行役員	吉村　直也	ＩＴ本部長
執行役員	山本千賀子	内部監査室長
執行役員	高杉　雄介	経営管理本部長

2．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役４名　153,120千円（うち社外　―名　―千円）
監査役３名　20,000千円（うち社外　３名　20,000千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成27年３月26日開催の第９回定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成27年３月26日開催の第９回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

3．社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会への出席状況	主な活動状況
常勤監査役	秦　　武　司	当事業年度開催の取締役会 23回中23回出席 当事業年度開催の監査役会 ９回中９回出席	企業経営・金融に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監　査　役	出　口　長　治	当事業年度開催の取締役会 23回中20回出席 当事業年度開催の監査役会 ９回中９回出席	税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監　査　役	應　本　　健	就任後開催の取締役会 18回中16回出席 当事業年度開催の監査役会 ９回中９回出席	弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑤社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当社の業務に精通する取締役が迅速かつ業務の特性を踏まえた経営判断にあたることを重視し、また経営規模・体制等を総合的に勘定し、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、先般の会社法改正や社会情勢等を踏まえ、平成28年３月24日開催の第10回定時株主総会に、社外取締役候補者を含めた取締役選任議案を上程いたします。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

15,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4．会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

5．非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。

(b) コンプライアンス担当部署である経営管理本部に加えて、「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会活動等を通じて、コンプライアンスに係わる全体の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。

(c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(d) 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室長は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括する。

(b) コンプライアンス委員会において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。

(c) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達する。

(c) 日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制とし、また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。

(b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

(c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

(b) 監査役は、必要に応じて、内部監査室長及び会計監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

⑧反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案が発生した場合は、組織的に対処できる体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役４名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において各監査役は、独立した立場から経営の監査を実施しております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

3．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**6,238,796**
現金及び預金	4,249,759
売掛金	172,460
販売用不動産	804,069
仕掛販売用不動産	656,416
貯蔵品	2,140
前渡金	108,813
前払費用	74,619
繰延税金資産	102,781
その他	68,225
貸倒引当金	△489
固定資産	**361,788**
有形固定資産	**105,142**
建物	61,077
車輌運搬具	22,800
工具、器具及び備品	18,611
建設仮勘定	2,653
無形固定資産	**39,484**
商標権	1,716
ソフトウエア	37,767
投資その他の資産	**217,160**
投資有価証券	86,179
出資金	90
長期前払費用	2,348
繰延税金資産	8,131
その他	120,411
資産合計	**6,600,584**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**2,752,110**
買掛金	1,014,827
未払金	509,340
未払費用	57,981
未払法人税等	620,000
前受金	96,540
預り金	360,031
賞与引当金	12,200
家賃保証引当金	81,190
固定負債	**18,170**
資産除去債務	18,170
負債合計	**2,770,280**
純資産の部	
株主資本	**3,829,842**
資本金	601,926
資本剰余金	512,444
資本準備金	512,444
利益剰余金	2,715,470
利益準備金	14,482
その他利益剰余金	2,700,988
繰越利益剰余金	2,700,988
評価・換算差額等	**461**
その他有価証券評価差額金	461
純資産合計	**3,830,303**
負債・純資産合計	**6,600,584**

損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		21,512,531
売上原価		17,077,949
売上総利益		4,434,581
販売費及び一般管理費		2,537,174
営業利益		1,897,407
営業外収益		
受取利息	3,728	
有価証券利息	500	
受取配当金	504	
保険解約益	6,340	
その他	2,721	13,795
営業外費用		
支払利息	6,000	
社債利息	249	
株式公開費用	16,299	
支払保証料	2,920	
その他	1,727	27,197
経常利益		1,884,005
特別損失		
固定資産除却損	199	199
税引前当期純利益		1,883,805
法人税、住民税及び事業税	768,630	
法人税等調整額	△12,462	756,167
当期純利益		1,127,637

株主資本等変動計算書 (平成27年１月１日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成27年１月１日残高	**100,000**	**10,518**	**5,566**	**1,682,012**	**1,687,578**	**1,798,096**
事業年度中の変動額						
新株の発行	501,926	501,926				1,003,853
剰余金の配当			8,916	△108,661	△99,745	△99,745
当期純利益				1,127,637	1,127,637	1,127,637
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	**501,926**	**501,926**	**8,916**	**1,018,976**	**1,027,892**	**2,031,745**
平成27年12月31日残高	**601,926**	**512,444**	**14,482**	**2,700,988**	**2,715,470**	**3,829,842**

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年１月１日残高	**1,145**	**1,145**	**1,799,241**
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,003,853
剰余金の配当			△99,745
当期純利益			1,127,637
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△683	△683	△683
事業年度中の変動額合計	**△683**	**△683**	**2,031,062**
平成27年12月31日残高	**461**	**461**	**3,830,303**

個別注記表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①販売用不動産及び仕掛販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、販売用不動産のうち賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

②貯蔵品……主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	2～10年

（2）無形固定資産……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 家賃保証引当金 ……一部の管理委託契約に基づく家賃保証費等の支払いに備えるため、翌事業年度以降の支払見積額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額……66,193千円

損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内容

工具、器具及び備品	0千円
ソフトウエア	199千円
合計	199千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　7,645,100株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　―株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日定時株主総会	普通株式	99,745	11,300	平成26年12月31日	平成27年3月27日

(注) 当社は、平成27年10月5日付で普通株式1株につき800株の株式分割を行っております。平成27年3月26日定時株主総会における1株当たり配当額は、当該株式分割前の株式に対するものであります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	152,902	20	平成27年12月31日	平成28年3月25日

(注) 1株当たり配当額20円には、記念配当5円を含んでおります。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,033千円
未払事業税	25,930千円
未払費用	17,776千円
預り金	17,408千円
貸倒損失	3,045千円
資産除去債務	5,861千円
家賃保証引当金	26,844千円
減価償却超過額	3,576千円
その他	11,103千円
繰延税金資産合計	115,581千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	219千円
資産除去債務に対応する除去費用	4,448千円
繰延税金負債合計	4,668千円
繰延税金資産純額	110,912千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っており、一部を銀行借入や社債発行にて調達しております。また、一時的な余資は主に流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、投機目的では行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、債権の回収期日が到来してもなお未回収である場合には、現況を調査し関係部門と連絡を密にして回収確保の処理を図っております。

投資有価証券は、投資信託であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金や未払金は、1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、適宜資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,249,759	4,249,759	—
(2) 売掛金	172,460	172,460	—
(3) 投資有価証券	9,240	9,240	—
資産計	4,431,460	4,431,460	—
(1) 買掛金	1,014,827	1,014,827	—
(2) 未払金	509,340	509,340	—
(3) 未払法人税等	620,000	620,000	—
(4) 預り金	360,031	360,031	—
負債計	2,504,198	2,504,198	—

(注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等（※1）	76,938
出資金（※2）	90

（※1）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（※2）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	501円01銭
１株当たり当期純利益	158円83銭

（注）当社は、平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

株式会社インベスターズクラウド
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　坂　井　知　倫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　栗　栖　孝　彰　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インベスターズクラウドの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月22日

株式会社インベスターズクラウド　監査役会

常勤社外監査役　秦　　武司　㊞

社外監査役　出口　長治　㊞

社外監査役　應本　　健　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

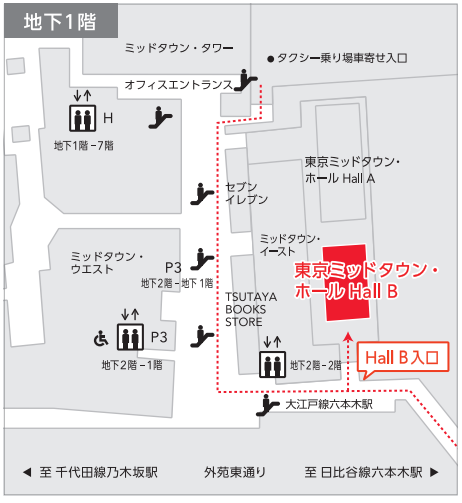
東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階

東京ミッドタウン・ホール　Hall B

107-0052 東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウンコールセンター TEL 03-3475-3100 (10：00 ～ 21：00)







地下鉄をご利用の場合

- 都営大江戸線「六本木駅」
  8番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」
  より地下通路にて直結
- 東京メトロ千代田線「乃木坂駅」
  3番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」
  1番出口より徒歩約10分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにて
お越しの場合、4a出口より地上からお越しください。

※本総会のための駐車場の用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮願います。



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。